

平成27年労第156号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA市所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、会社C店（以下「事業場」という。）において惣菜製造業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、惣菜製造場において、同僚がレンジクリーナーを噴霧してダストボックスを掃除していた横を通り過ぎた際、喉に痛みを感じ（以下「本件災害」という。）、咳が出たという。

請求人は、翌〇日にD病院に受診し「肺炎」（以下「本件疾病」という。）と診断され、そのまま同月〇日まで入院加療した。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、同僚がレンジクリーナーを噴霧してダストボックスを清掃していた横を通り過ぎようとしたとき、喉に違和感を感じ咳込んだことから、レンジクリーナーを吸入したことが原因で本件疾病を発症したと主張している。

(2) D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日の胸部X線像にて右下肺浸潤影を認めた。」として、傷病名を本件疾病と診断し、その発症機序について「噴霧された薬剤の影響は否定できないが、断定は不可能。」とし、本件災害発生状況以外で考えられる原因について、「細菌による感染」と述べている。

また、同医師は、平成〇年〇月〇日付け症状所見書において、請求人のアレルギー症状の有無と本件疾病との関連について、「噴霧された薬剤との因果関係は明らかでなく、感染性肺炎の可能性は否定できず」とし、細菌による感染の可能性を示唆した根拠について、「同薬剤による化学性肺炎であれば重症となるリスクが高く、今回軽症にとどまっている。また、1週間程度前より倦怠感などの症状を認めていたため。」と述べている。

E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「抗生物質投与で軽快したため、細菌性肺炎と診断されている。」「肺炎の原因は不明であるが、レンジクリーナー吸入による化学的肺炎の可能性はかなり低く、業務と肺炎発症の間に相当因果関係は認められないものとする。」と述べている。

また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「吸入した水酸化ナ

トリウムの量は極少量で、画像所見、臨床検査所見からみてもクリーナー噴霧により化学性肺炎が発症した可能性は否定しうると判断した。」と述べている。

(3) 上記医師の意見を踏まえ、本件災害発生状況及び請求人の療養経過をみるに、請求人が吸入したレンジクリーナーの量は少量であり、したがって請求人が吸入した水酸化ナトリウムの量も極めて少量であったと認められる一方、明確に化学性肺炎を示唆する医学的見解も認められないことから、当審査会としても本件災害と本件疾病との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。